

(素案)

第 6 章 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画

第 1 節 総則

1 推進計画の目的

この計画は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成 16 年法律第 27 号）第 5 条第 2 項の規定に基づき、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域について、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生する津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関し地震防災上、緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、当該地域における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

2 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱

本市の地域に係る地震防災に関し、本市の区域内の公共的団体その他防災上、重要な施設の管理者（以下「防災関係機関」という。）の処理すべき事務又は業務の大綱は、第 1 編第 1 章第 6 節防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱（P3）の規定に準じる。

3 想定される日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の特性

日本海溝・千島海溝周辺では、これまでモーメントマグニチュード（Mw）7～9 のさまざまな地震が発生しており、2011 年の東北地方太平洋沖地震や 1896 年の明治三陸地震、869 年の貞観地震など、巨大津波を伴う地震が繰り返し発生している。

また、津波堆積物の資料から過去の最大クラスの津波の間隔は約 3～4 百年であることから、17 世紀の津波からの経過時間を考えると、最大クラスの津波の発生が切迫している状況にあると考えられ、令和 3 年 7 月に北海道が公表した太平洋沿岸の浸水想定によると、本市において想定される地震動は震度 5 強、想定される津波は、海岸線における最大津波高 10 m、最短津波到達予測時間 41 分とされている。

本地震の特性としては、①巨大な津波による膨大な死者数の発生や建築物、ライフライン・インフラなどの甚大な被害が北海道から千葉県までの広域にわたり発生すること、②冬季に発生した場合は、積雪や凍結等による避難の遅れや低体温症のリスク等の積雪寒冷地特有の課題が生じること、③都市間の距離が長いことによる応援体制の脆弱性等により北海道・東北沿岸地特有の地理的条件に対応が必要となることなどがある。

第2節 地震防災上、緊急に整備すべき施設等に関する事項

地震防災上、緊急に整備すべき施設等の整備は、道が作成した日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震減災計画（令和5年2月）で示された減災目標「想定される死者数を2031年度までの10年間で8割減少させる」の達成を目指し、想定される地震の規模や津波災害警戒区域の浸水範囲（基準水位）、防災の拠点となる公共施設やインフラ等の耐震性、避難場所及び避難経路等の現状をふまえ、その必要性及び緊急性に従い推進する。

1 建築物、構造物等の耐震化・不燃化・耐浪化

地震及び津波に対する建築物、構造物等の安全性を高めることにより、地震及び津波発生時の被害の防止・軽減を図るとともに、災害対策の円滑な実施及び地域住民等の安全な避難を確保するため、防災活動拠点となる主要建築物や指定避難所等の耐震化・不燃化・耐浪化を推進する。

2 土砂災害防止施設

地震に起因する急傾斜地の崩壊等の防止については、第2編第3章第5節土砂災害予防計画（P66）により、土砂災害防止施設の整備を推進する。

3 避難場所

最大規模の津波に対応できる避難場所として、指定緊急避難場所（一次避難場所、津波避難ビル）の適切な指定を行う。

また、規模・形態に応じた施設・設備等の整備を推進するとともに、寒冷地対策として必要な資機材等の備蓄についても考慮する。

4 避難経路

避難経路となる道路等の安全を確保するため、十分な幅員の確保と積雪・凍結等に配慮した避難経路の整備を推進する。

5 避難誘導及び救助活動のための拠点施設その他の消防用施設

市は、避難誘導及び救助活動のための拠点施設、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関し地震防災上、緊急に整備すべき消防用施設（令和4年総務省告示第200号）の整備を推進する。

6 緊急輸送を確保するために必要な道路、漁港

広域的及び地域的な防災体制を確立するため、被災時の代替機能も考慮しながら道路等の計画的な整備を推進する。

7 通信施設

市及びその他防災関係機関は、本編第2章第2節災害通信計画（P174）により、地震防災応急対策を実施するために必要な防災行政無線等の通信施設及び設備の整備を推進する。

8 緩衝地帯として設置する緑地、広場、その他公共空地

老朽住宅密集市街地における延焼防止等の緩衝地帯として必要な公園、緑地、広場その他の公共空地の整備を推進する。

9 その他の事業

その他地震防災上、緊急に整備すべきと認められる施設等の整備を推進する。

10 整備計画の策定にあたって留意すべき事項

- (1) 具体的な目標及び達成期間を定めた計画とする。
- (2) 施設全体が未完成であっても、一部の完成により相応の効果が発揮されるよう、整備の順序及び方法について考慮する。
- (3) 積雪寒冷地特有の課題や沿岸地特有の地理的条件について配慮する。

第3節 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項

1 津波からの防護

市又は堤防、水門等の管理者は、次のとおり各種整備等を行うものとする。

- (1) 河川、海岸及び漁港の管理者は、工事中に海溝型地震が発生した場合は直ちに、工事の中断等の措置を講ずるものとする。その際、次の観点から、操作員の安全の確保に配慮する。
 - ア 強い揺れを感じたとき、弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたとき、揺れを感じなくても津波警報等が発表されたときのいずれにおいても、直ちに海浜から離れ、急いで安全な場所に避難することを原則とすること。
 - イ 津波に関する情報を把握し津波到達までに時間的余裕があると認められる場合には、避難に要する時間を十分確保した上で、必要な安全確保対策を実施すること。
- (2) 樋門、樋管の点検、整備、操作等については、市は道から委託された樋門、樋管操作等の業務に基づき、樋門・樋管委託契約委託業務処理要領により実施するものとする。

2 津波に関する情報の伝達等

津波に関する情報や避難情報の伝達等に係る関係者の連絡体制及び災害情報等の収集体制は次のとおりとする。

- (1) 市本部内及び関係機関相互の伝達体制
第1編第3章第2節災害対策本部（P15）、本編第2章第1節地震・津波情報等の伝達計画（P162）の規定によるもののほか、「市津波避難計画」第3章初動体制の確立の規定による。
- (2) 防災関係機関、地域住民等に対する伝達体制
本編第2章第1節地震・津波情報等の伝達計画（P162）の規定によるもののほか、「市津波避難計画」第4章避難指示の発令の規定による。
なお、情報伝達にあたっては次のことに留意する。
 - ア 津波に関する情報が地域住民、各種団体及び観光客等並びに防災関係機関に対し、正確かつ広範に伝達されること。また、外国人や聴覚障がい者、視覚障がい者等の避難行動要支援者にも的確に伝わること等に配慮する。
 - イ 地域住民等に対し津波警報等や避難指示等を伝達する場合は、積雪寒冷地特有の課題や地理的条件をふまえつつ、地域住民等が具体的に取るべき行動を併せて示すこと等に配慮する。
 - ウ 通常使用している情報伝達網が地震動等の影響により寸断される可能性や住宅の高気密化等を考慮し、平常時から通信・連絡手段の多重化に努める。
- (3) 避難指示の発令基準
本編第4章第4節避難対策計画（P198）の規定によるもののほか、「市津波避難計画」第4章避難指示の発令の規定による。
- (4) 漁船等に対する伝達体制
津波に関する情報は、室蘭海上保安部及び漁業協同組合等により、漁船等に対し正確かつ広範に伝達することとし、伝達する際には、予想される津波の高さ、到達時間等をふまえ、漁船等の固定、港外退避等のとるべき措置を併せて示すことに配慮する。

(5) 管轄区域内の被害状況の情報収集体制

本編第2章第3節災害情報等の収集・伝達計画（P174）の規定による。

(6) 防災行政無線の整備等

災害時において適切に利用できるよう津波警報サイレンやJアラート受信機等の定期点検などの維持管理を確実に実施するとともに、迅速に正確な情報配信が可能な戸別受信機の導入や市の公式LINEの登録者を増やすなど、情報配信の多重化に努める。

3 地域住民等の避難行動等

市は、「市津波避難計画」を基本に、定期的に防災施設の整備状況や避難方法等の検証を行い、避難対象区域内の住民等が津波襲来時に的確な避難を行うことができるよう取り組むこととする。

(1) 避難対象地域

避難対象区域は、津波防災地域づくり法に基づく津波災害警戒区域（日本海溝・千島海溝沿い巨大地震に伴う最大クラスの津波の浸水範囲）を基本とし、「市津波避難計画」第2章避難計画1 避難対象地域のとおりとする。

また、積雪や凍結等による避難開始時刻の遅れや避難速度の低下を考慮し、定期的に避難訓練を行い適切な避難対象地域の検討を行う。

(2) 避難方法

避難方法は、「市津波避難計画」第2章避難計画6 避難方法を基本とし、原則として徒歩により各避難対象区域からそれぞれの避難経路を通して各高台避難場所に避難する。高台避難場所に避難することが困難な場合は津波避難ビルに避難する。

また、避難場所、避難経路等の整備状況や避難訓練の実施結果をふまえ、積雪や凍結等による避難開始の遅れや避難速度の低下を考慮した上で避難方法等の見直しを行う。

ア 避難場所

避難場所は、「市津波避難計画」第2章避難計画3 避難目標地点のとおりとし、次の事項に配慮して避難場所の整備を推進する。

(ア) 避難時の低体温症のリスクをふまえ、避難場所での防寒対策に必要な物資（乾いた衣類、防寒具、暖房器具、発熱剤入り非常食等）の備蓄に努める。

(イ) 高台への避難に相当な時間を要する地域においては、積極的に堅牢かつ避難場所として利用可能な高さを有する建築物を津波避難ビルとして指定し、緊急避難場所の増設を推進する。

イ 避難経路

避難経路は、「市津波避難計画」第2章避難計画5 避難経路を基本に、次の事項に留意し施設の整備や経路の見直しに取り組むこととする。

(ア) 市は、避難経路の除雪・防雪・凍結防止のために必要な措置を講ずるものとする。

(イ) 避難場所から防寒機能を備えた避難所等への二次避難経路について検討する。

(ウ) 人口の少ない平野部等では、災害による道路寸断、渋滞、交通事故等の可能性が低いことを前提に、自動車による避難について検討する。

(3) 避難経路の除雪・防雪・凍結防止対策

市は、避難経路の除雪に努めるとともに、必要に応じて屋根及び壁の設置について検討する。

(4) 住民等の備え

避難対象区域内の住民等は、避難場所、避難経路、避難方法、家族との連絡方法等を平常時から確認しておき、津波が襲来した場合の備えに万全を期するよう努めるものとする。

(5) 避難行動要支援者の避難支援等

市は、本編第3章第7節避難行動要支援者対策計画（P180）の規定するもののほか、「市津波避難計画」第8章その他の留意点2避難行動要支援者の避難対策を基本とし、他人の介護等を要する者に対しては、支援を行う者の避難に要する時間に配慮しつつ、次の点に留意するものとする。

ア 市は、あらかじめ在宅の高齢者、障がい者、乳幼児、病人、妊産婦等の避難にあたり他人の介護を要する要配慮者の人数及び介護者の有無等の把握に努める。

イ 津波の発生のおそれにより、市長より避難指示が発せられたときは、アに掲げる者の避難施設までの介護及び搬送は、原則として本人の親族又は居住地を管轄する自主防災組織等が個別避難計画に基づき避難を支援する。この際の避難支援については、支援等を行う者の自らの命を優先するものとする。

ウ 地震が発生した場合、市はアに掲げる者を収容する施設のうち、自ら管理する者について、収容者に対し必要な救護を行うものとする。

(6) 外国人、出張者及び旅行者等の避難誘導等

市は、あらかじめ関係事業者と協議して、外国人、出張者等に対する避難誘導等の対応について定めるよう努める。

4 避難場所及び避難所の運営・安全確保

市は、避難場所及び避難所の運営・安全確保に次のとおり取り組むこととする。

(1) 避難後の救護の内容

ア 市が避難所において避難者に対し実施する救護の内容は次のとおりとする。

(ア) 収容施設への収容

(イ) 飲料水、主要食料、トイレ及び毛布等の生活必需品の供給

(ウ) その他必要な措置

イ 市はアに掲げる救護に必要な物資、資機材の調達及び確保を図るため、市が備蓄している物資等の払い出しのほか、次の措置をとる。

(ア) 流通在庫の引き渡し等の要請

(イ) 道に対し道及び他の市町村が備蓄している物資等の供給要請

(ウ) その他必要な措置

(2) 避難所開設における次の事項に関しあらかじめ準備すべき事項

避難所開設については、「市避難所運営マニュアル」を基本としつつ、次のとおり取り組むこととする。

ア 応急危険度判定を優先的に行う体制

避難所担当者は、避難所開設にあたって、「市避難所運営マニュアル」に基づき、施設の被害状況及びライフラインの点検等を行い避難所の安全確認をする。また、施設の安全性が疑われる場合は、直ちに本部に連絡し対応方法等の指示を受けるとともに、市本部は応急危険度判定を優先的に実施する。

このため、市は職員に対し、応急危険度判定士認定講習会に係る受講を奨励し、人員の確保に努める。

イ 各避難所との連絡体制

避難所運営を所掌する部署は、「市避難所運営マニュアル」に基づき、避難所ごとに市本部との調整を行う情報連絡員を決定し、市本部との連絡体制を構築する。

ウ 各避難所における避難者リストの作成

避難者への対応を適切に行うため、「市避難所運営マニュアル」に定められた様式の避難者名簿に必要事項を記入してもらい、避難者リストを作成し避難者数等の把握に努める。

エ 避難所運営に関する留意事項

(ア) 避難所運営における女性の参画を推進し、男女のニーズの違い等男女双方の視点に配慮した避難所の運営・管理ができるよう配慮する。また、避難所等における女性や子ども等の安全に配慮するとともに、警察、病院、女性支援団体との連携の下、相談窓口情報の提供に努める。

(イ) 避難した住民等は、自主防災組織等の単位ごとにお互いに協力し、避難場所及び避難所の運営に協力する。

オ 食事・トイレ・寝床等、生活必需品の確保

(ア) 市は、避難所で必要な物資等について、「市備蓄整備方針」に基づき計画的に備蓄するとともに、あらかじめ備蓄されている食料や生活必需品等のリストを備え、食料、生活必需品等に不足が生じた場合には速やかに補充できるよう努める。

(イ) 孤立のおそれのある地域では、十分な備蓄や救助のための通信手段等の確保に配慮する。

(ウ) 冬期間における避難時の低体温症対策として、防寒機能を備えた避難場所等の確保、乾いた衣類、防寒具、暖房器具・燃料等の備蓄、温かい食事を提供できる体制の構築など、避難生活環境の整備に努める。

カ 障がい者トイレの設置や福祉避難所の開設等、要配慮者への対応

(ア) 要配慮者が避難してきた際は、「市避難所運営マニュアル」に基づきそれぞれの特性に応じた対応に努める。また、一般避難所での生活が困難と認められた場合は市本部に連絡し、市本部が福祉避難所の開設が必要と判断した場合、協定に基づき社会福祉施設等と受け入れに関する調整を図る。

(イ) 障がい者トイレが設置されていない避難所には、高齢者や障がい者用の携帯トイレの備蓄に努める。

キ 飼い主による家庭動物との同行避難等、さまざまなニーズへの対応

家庭動物の避難は、飼い主が自らの責任において行うこととし、市は、事前に受入場所及び受入可能なペットに種類を決め、ペットの避難スペースの確保に努める。

ク 避難者への情報提供

避難場所等から自宅に戻ろうとする住民等の安全を確保するため、避難場所においても津波警報等の情報を入手できるよう配慮する。

5 意識の普及・啓発

市は、地域住民等が、「自らの命は自ら守る」という早期避難への意識を持ち、その意識を持続的に共有し、津波襲来時に円滑かつ迅速な避難を行うことができるよう、必要に応じて積雪

寒冷地特有の課題に配慮された内容により、ハザードマップや津波避難計画の作成・見直しを行い、次の方策により周知を行う。

- (1) 各町内会等が主催する研修会・防災訓練への職員の派遣
- (2) 自主防災組織に対する研修会
- (3) 広報紙、市公式ウェブサイト・SNS、FMラジオ（FMびゅう）を活用した防災情報の発信
- (4) 避難行動要支援者名簿の作成及び避難支援等関係者への配付
- (5) ハザードマップ（ウェブ版含む）の更新・配付

6 消防機関等の活動

- (1) 市は、消防機関が津波からの円滑な避難の確保等のために講ずる措置について、次の事項を重点としてその対策を定めるものとする。
 - ア 津波警報等の情報の的確な収集・伝達
 - イ 津波からの避難誘導（外国等の遠隔地において発生し、到達までに時間の余裕がある場合）
 - ウ 津波到達予想時間等を考慮した退避ルールの確立
- (2) (1) に掲げる措置を実施するために必要な動員、配備及び活動計画は、「市消防計画」に定めるところによる。
- (3) 地震が発生した場合は、水防管理団体等は、次の措置をとるものとする。
 - ア 所管区域内の監視、警戒及び水防施設の管理者への連絡通知
 - イ 水防資機材の点検、整備、配備

7 水道、電気、ガス、通信、放送関係

- (1) 水道
 - ア 地域住民等の津波からの円滑な避難を確保するため、水道管の破損等による二次災害を軽減させるべく、耐震性の高い水道管への更新を進めるとともに、災害時の安定給水を図るため、水道施設全般において耐震化等の対策を計画的に推進する。
 - イ 飲料水の供給が困難になった場合の応急給水は、第2編第4章第9節給水計画（P111）の規定により水道機能の早期復旧を図るものとする。
- (2) 電気
 - ア 津波警報等の伝達や夜間の避難時の照明の確保等に加え、積雪寒冷地の医療施設や避難所等での防寒対策等に重要であることを踏まえ、優先的に電力を必要とする重要施設をあらかじめ選定し、電力事業者と共有する。
 - イ 電気事業の管理者は、地震時における電気に起因する火災等の二次災害防止のため、利用者によるブレーカーの開放及び感震ブレーカーの設置に関する周知に努める。
 - ウ 指定公共機関（北海道電力ネットワーク株式会社室蘭支店）が行う措置は、本編第4章第24節ライフライン施設応急対策計画（P211）の規定による。
- (3) ガス
 - ア ガス事業の管理者は、津波からの円滑な避難を確保するため、火災等の二次災害防止のための利用者によるガス栓の閉止、液化石油ガスボンベの転倒防止等必要な措置に関する

周知に努める。

イ 指定地方公共機関（室蘭ガス株式会社）が行う措置は、本編第4章第24節ライフライン施設応急対策計画（P211）の規定による。

（4）通信

ア 電気通信事業者は、津波警報等の情報を確実に伝達するため、電源の確保、通信手段の多重化・多様化に係る対策、地震発生後の輻輳対策、災害用伝言ダイヤル等の安否確認手段の普及等に努める。

イ 指定公共機関（東日本電信電話株式会社北海道事業部）が行う措置は、本編第4章第24節ライフライン施設応急対策計画（P211）の規定による。

（5）放送

放送は、居住者及び観光客等への情報の正確かつ迅速な伝達のために不可欠なものであるため、指定公共機関等の日本放送協会室蘭放送局及び室蘭まちづくり放送株式会社が行う措置は、第1編第1章第6節防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱（P3）の規定によるもののほか、次のような対策の推進に努める。

ア 津波に対する避難が必要な地域の住民等及び観光客等に対しては、強い揺れを感じたとき、又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、津波警報等が発表される前であっても津波に関する注意喚起に努めるとともに、津波警報等の正確かつ迅速な報道に努める。

イ 市や道及び防災関係機関と協力して、被害に関する情報、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、津波に関する情報等、居住者等及び観光客等が津波から円滑な避難を行うために必要な情報の提供に努める。

ウ 発災後も円滑に放送を継続し、津波警報等を報道できるよう、あらかじめ必要な要員の配置、施設等の緊急点検その他の被災防止措置を講ずるものとする。

8 交通

（1）道路

ア 交通規制

北海道警察及び道路管理者は、津波の襲来により危険度が高いと予想される区間及び避難経路として使用されることが予想される区間の交通規制の内容について、避難住民等の安全確保と広域的な整合性に配慮し計画するとともに事前の周知に努める。

イ 除雪

道路管理者は、緊急輸送道路や避難所へのアクセス道等についての除雪体制を優先的に確保する。

（2）海上

ア 室蘭海上保安部は、港湾管理者及び室蘭開発建設部（室蘭港湾事務所）と連携して、海上交通の安全を確保するため、予想される津波の高さ、到達時間等をふまえ、船舶交通の制限、漂流物発生対策等の措置及び津波による危険が予想される地域から安全な海域へ船舶を避難させる等の必要な措置を講ずるものとする。

イ 漁港管理者は、津波が襲来するおそれがある漁港における利用者の避難などの安全確保対策をとるものとする。

(3) 鉄道

- ア 津波の襲来により危険度が高いと予想される区間における運行の停止等の運行上の措置及び漂流物発生対策等の措置を講ずる。
- イ 列車の乗客や駅のターミナルに滞在する者の避難誘導計画等を作成することとし、積雪や凍結等により避難に時間を要するおそれがあることに配慮する。

9 市が自ら管理等を行う施設等に関する対策

(1) 不特定かつ多数の者が出入りする施設

市が管理する庁舎、会館、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、資料館、図書館、学校等の管理上の措置はおおむね次のとおりとする。

ア 各施設に共通する事項

(ア) 津波警報等の入場者等への伝達

海岸近くにある施設については、津波警報等が発表される前であっても、強い揺れを感じたとき、または弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは直ちに避難するよう入場者等に対し伝達する。その際、次の事項について留意する。

- ① 入場者等が極めて多い場合は、これらの者が円滑な避難行動をとり得るよう情報の適切な伝達方法を考える等の措置を講ずる。
- ② 避難場所や避難経路、避難対象地域、交通規制状況その他必要な情報を併せて伝達するよう努めるとともに、その内容については事前に検討する。

(イ) 入場者等の避難のための措置

避難誘導方法については、積雪や凍結等により避難に時間を要するおそれがあることを考慮する。

(ウ) 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置

(エ) 出火防止措置

(オ) 水、食料等の備蓄

(カ) 消防用設備の点検、整備

(キ) 非常用電源の整備、防災行政無線、テレビ、ラジオ、インターネットなどの情報を入手するための機器の整備

イ 個別事項

(ア) 病院、診療所等においては、重症患者、新生児等、移動することが不可能、又は困難な者の安全確保及び避難誘導のための必要な措置

(イ) 学校、職業訓練校等においては、当該学校等が、津波避難対象地域にあるときは、避難誘導のための必要な措置。当該学校等に保護を必要とする生徒等がいる場合（特別支援学校等）、これらの者に対する保護の措置

(ウ) 社会福祉施設においては重度障がい者、高齢者等、移動することが不可能、又は困難な者の安全確保及び避難誘導のための必要な措置

(エ) 各施設が実施する措置にあたっては、要配慮者の避難誘導方法に配慮するとともに、詳細な措置内容は施設ごとに定める。

(2) 災害応急対策の実施上、重要な建物に対する措置

市本部又はその支部が設置される庁舎等の管理者は、(1)アに掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとるものとする。

また、市本部等を市が管理する施設以外の施設に設置する必要がある場合は、その施設の管理者に対し、同様の措置をとるよう協力を要請するものとする。

ア 自家発電装置、可搬式発電機等による非常用電源の確保

イ 無線通信機等通信手段の確保

ウ 市本部等開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

(3) 地震発生時の緊急点検及び巡視

市は、地震発生時には津波襲来に備え、市の管理する施設等、特に防災活動の拠点となる公共施設等及び避難所に指定されている施設の緊急点検及び巡視を実施し、当該建物の被災状況等の把握に努める。

なお、職員の安全確保のため、津波からの避難に要する時間に配慮する。

(4) 工事中の建築物等に対する安全確保上、実施すべき措置

工事中の建築物その他の工作物又は施設について、津波襲来のおそれがある場合は、原則として工事を中断するものとし、特別な必要により津波被害の防止対策を行う場合には、作業員の安全確保のため、津波からの避難に要する時間に配慮する。

10 迅速な救助

(1) 救助・救急活動の実施体制

市は、消防庁舎等の耐震化を含め、救助・救急隊の体制や車両・資機材の確保等に努めるものとする。消防機関等による被災者の迅速かつ適切な救助・救急活動の実施体制は、市消防警防規程による。

なお、孤立集落や孤立地域への救助・救急活動についても考慮する。

(2) 応援部隊による人命救助活動等の支援体制

市は、本編第4章第5節救助救出計画（P200）の規定に準じて実施することとし、道と協力して受援計画等の定めにより、応援部隊による円滑な人命救助活動等の支援体制の整備を行う。

(3) 被災地への経路及びヘリコプター離発着場等の活動拠点の確保を含む救助活動における連携

市は、自衛隊・警察・消防等実働部隊による迅速な救助のため、被災地への経路及びヘリコプター離発着場等の活動拠点の確保を含む救助活動における連携の推進等を図る。

(4) 消防団の充実

市は、消防団に関し、加入促進による人員確保、車両・資機材の充実、教育・訓練の充実を図る。

第4節 関係者との連携協力の確保に関する事項

1 資機材、人員等の配備手配

- (1) 被災時における物資等の調達手配及び人員の配置のうち、応急対策を実施するため広域的措置が必要なものは、本編第4章第25節広域応援要請計画（P211）の規定による。
- (2) 応急対策を実施する上で他機関の応援等を求める必要がある場合に備え、締結した防災関係の各種協定等の手続きについては当該協定書のとおりとし、市は必要に応じて当該協定等に従い応援等を要請する。
- (3) 資機材、人員等の配備手配にあたって留意すべき事項
 - ア 積雪寒冷地特有の課題をふまえた資機材の配備や訓練等を行うよう配慮する。
 - イ 事前応援協定の締結その他の手続き上の措置を定めるにあたっては、関係機関相互の競合に留意するとともに、相互の連携協力体制について事前に調整する。

2 物資の備蓄・調達

- (1) 被害想定等を基に、自らの地域で必要となる物資の備蓄及び調達に関する方法等は、本編第3章第5節救援物資等の備蓄、調達計画及び防災資機材等の整備計画（P179）の規定による。
- (2) 物資の備蓄・調達にあたって留意すべき事項
 - ア 要配慮者のニーズや男女のニーズの違い等に配慮する。
 - イ 積雪や凍結等により、物資輸送が遅延するおそれがあることに配慮した備蓄・調達体制の整備に努める。

第5節 後発地震への注意を促す情報が発信された場合にとるべき防災対応に関する事項

日本海溝・千島海溝沿いでは、Mw 7.0以上の地震の発生後1週間以内にその周辺でさらに大きなMw 8クラス以上の後発地震が発生した事例もあることから、実際に発生する確率は低いものの、巨大地震が発生した際の甚大な被害を少しでも軽減するため、国から「北海道・三陸沖後発地震注意情報」が発信された際には、道及び市等から地域住民に対して後発地震への注意を促す情報を発信する。

1 後発地震への注意を促す情報等の伝達、市の災害に関する会議等の設置等

(1) 後発地震への注意を促す情報等の伝達

後発地震への注意を促す情報その他これらに関連する情報や後発地震に対して注意する措置等（以下「後発地震への注意を促す情報等」という。）の伝達は次のとおりとする。

ア 庁内の伝達

庁内の伝達は、第1編第3章第2節災害対策本部（P15）の規定に準ずるものとし、連絡方法は、第2編第2章第2節災害通信計画（P53）の規定に準ずる。

イ 国、道及び関係機関等の伝達

国、道及び関係機関等の伝達は、第2編第2章第1節気象業務に関する計画（P37）の規定に準ずるものとし、連絡方法は、第2編第2章第2節災害通信計画（P53）の規定に準ずる。

ウ 地域住民等に対する伝達

地域住民等に対する伝達は、第2編第2章第1節気象業務に関する計画（P37）の規定に準ずるものとし、市は、津波警報サイレン、FMびゅー割り込み放送、市公式ウェブサイト・SNS等により伝達する。また、連合町内会の協力を得て緊急災害時情報連絡網による伝達を行う。

エ 情報伝達にあたって留意すべき事項

- (ア) 伝達手段の多重化に努め、可能な限り短い時間内において正確かつ広範囲に伝達を行うものとする。
- (イ) 地域住民等に対する後発地震への注意を促す情報等の伝達の際には、具体的に取るべき行動を併せて示すこと等に配慮する。
- (ウ) 状況の変化等に応じて、後発地震への注意を促す情報等を逐次伝達するために必要な措置を講ずるとともに、地域住民等が正確に理解できる平明な表現を用いて、反復継続して行うよう努める。
- (エ) 外国人等の特に配慮を要する者に対する情報伝達については、外国語放送等のさまざまな周知手段を活用するよう努める。

(2) 市の災害に関する会議等の設置

後発地震への注意を促す情報等が発信された場合において、市本部等の設置運営方法その他の事項は、第1編第3章第2節災害対策本部（P15）の規定による。

2 後発地震への注意を促す情報等が発信された後の周知

市は、地域住民等に冷静な対応を呼びかけるとともに、後発地震への注意を促す情報等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報等、地域住民等に密接に関

係のある事項について、津波警報サイレン、FMびゅー割り込み放送、市公式ウェブサイト・SNS等で周知する。

3 災害応急対策をとるべき期間等

市は、後発地震への注意を促す情報の発信に至った地震の発生から1週間、後発地震に対して注意する措置を講ずる。

4 市のとるべき措置

市は、後発地震への注意を促す情報等が発信された場合において、地域住民等に対し、日頃からの地震への備えの再確認や、円滑かつ迅速な避難をするための備え等の防災対応をとる旨を呼びかける。

また、市における日頃からの地震への備えを再確認するとともに、施設・設備等の点検等により円滑かつ迅速な避難を確保するよう備える。

後発地震に対して注意する措置については次のとおり。

- (1) 家具等の固定、家庭等における備蓄の確認等、日頃からの地震の備えの再確認。
- (2) 避難場所・避難経路の確認、家族等との安否確認手段の取決め、非常用持ち出し品の常時携帯等、円滑かつ迅速に避難するための備え。
- (3) 施設内の避難経路の周知徹底、情報収集・連絡体制の確認、機械・設備等の転倒防止対策・点検等、施設利用者や職員の円滑かつ迅速な避難を確保するための備え。
- (4) 個々の病気・障がい等に応じた薬、装具及び非常用持ち出し品の準備、避難行動を支援する体制の再確認・徹底等、要配慮者の円滑かつ迅速な避難を確保するための備え。

第6節 防災訓練に関する事項

市は、推進地域に係る大規模な地震を想定した防災訓練を、年1回以上実施するよう努める。その際、津波警報等又は後発地震への注意を促す情報等が発信された場合の情報伝達に係る防災訓練を実施する。

1 防災訓練の実施にあたって留意すべき事項

- (1) 積雪寒冷地特有の課題（避難時の低体温症のリスク、積雪等による避難の遅れ等）をふまえた訓練や、道、防災関係機関、関係施設・事業者等との共同訓練を行うよう配慮するとともに、地域住民等の協力及びその参加を得るよう留意する。
- (2) 要配慮者のニーズ等に配慮し地域において要配慮者等を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点に配慮するよう努める。
- (3) 想定される地震の影響が広域にわたることに配慮し、指定行政機関、指定公共機関、他の市町村等との連携を図ることに努める。
- (4) 防災訓練は、逐年その訓練内容を実践的なものとするよう努める。

第7節 地震防災上、必要な教育及び広報に関する事項

市は、道及び防災関係機関、自主防災組織、事業所等の自衛消防組織等と協力して、地震防災上、必要な教育及び広報を推進するものとする。

1 市職員等に対する教育

市は、職員等に対し、地震防災上、果たすべき役割等に相応した教育を実施する。

防災教育は、市本部等に係る各班の所掌事務等をふまえて行うものとし、その内容は少なくとも次の事項を含むものとする。

- (1) 地震及び津波に関する一般的な知識
- (2) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (3) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- (4) 後発地震への注意を促す情報の内容及びこれに基づきとられる措置の内容
- (5) 後発地震への注意を促す情報が発信された場合及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- (6) 後発地震への注意を促す情報が発信された場合及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生した場合に職員等が果たすべき役割
- (7) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震対策として今後取り組む必要のある課題

2 地域住民等に対する教育・広報

市は、東日本大震災の教訓や日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震により想定される被害等をふまえ、防災意識の普及・啓発に努めるとともに、地域住民等が津波からの避難を始めとして、国からの指示が発せられた場合等に的確な判断に基づいた行動ができるよう教育・広報を実施することとし、その内容は少なくとも次の事項を含むものとする。

- (1) 教育・広報にあたって少なくとも含むべき事項
 - ア 地震及び津波に関する一般的な知識
 - イ 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
 - ウ 後発地震への注意を促す情報の内容及びこれに基づきとられる措置の内容
 - エ 後発地震への注意を促す情報が発信された場合及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生した場合の出火防止対策、近隣の人々と協力して行う救助活動・避難行動、自動車運転の自粛等、防災上とるべき行動に関する知識
 - オ 正確な情報の入手方法
 - カ 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
 - キ 各地域における避難対象地域、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識
 - ク 各地域における避難場所及び避難経路に関する知識
 - ケ 地域住民等自ら実施し得る、最低でも3日間分、可能な限り1週間分程度の生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等の平素からの対策及び災害発生時における応急措置の内容や実施方法

- コ 住居の耐震診断と必要な耐震改修の実施
- サ 防寒具等の冬期間における避難の際の非常用持ち出し品
- (2) 教育・広報の実施にあたって留意すべき事項
 - ア 地域の自主防災組織、事業所等の自衛消防組織、各種の商工団体、PTA、その他の公共的団体等の協力を得るなどの多様な手段を用い、できるだけ住民等の立場を考慮した具体的な教育・広報を行うよう配慮する。
 - イ 要配慮者のニーズ等に配慮し、地域において要配慮者等を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点に配慮するよう努める。
 - ウ 推進地域内外の住民等が日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に対する防災意識を向上させ、これに対する備えを充実させるために必要な措置を講ずるよう努める。
 - エ 教育及び広報の実施にあたって、ラジオ、テレビ、新聞等を含む媒体を利用するほか、可能な限り地域の実情を反映した具体的な内容とするよう考慮する。
 - オ 地震対策の実施上の相談を受ける窓口を設置する等、具体的に地域住民等が地震対策を講ずる上で必要とする知識等を与えるための体制の整備について留意する。
 - カ 現地の地理に不案内な観光客等に対しては、パンフレットやチラシを配付したり避難誘導看板を設置したりするなどして、避難対象地域や避難場所、避難経路等についての広報を行うよう留意する。

第8節 津波避難対策緊急事業計画の基本となるべき事項

津波避難対策緊急事業を行う区域ごとに、実施すべき事業の種類並びに目標及び達成期間は次のとおりとする。(本事業は、令和5年11月時点の計画であり、適宜修正を行う)

津波避難対策緊急事業を行う区域	津波から避難するために必要な緊急に実施すべき事業の種類	目標	達成期間
東地区	避難施設、避難路の整備	3箇所	令和7～9年度